

## 条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和4年6月定例県議会に提案される福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する条例案について、別紙1のとおり福岡県知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和4年6月3日  
教 育 長

# 福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の理由

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）の制定により、教員免許更新制が廃止されることに伴い、教員免許状の有効期間の更新等に係る手数料の規定を削除するほか、所要の規定の整備を行うもの。

### ○教員免許更新制の概要

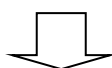
教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを目的とし、教員免許に10年間の有効期限を設けるもので、平成21年4月から導入。

- ・10年毎に、期限前の2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して更新手続きを行う。
- ・現職教員が更新手続きを行わなかった場合、所有する免許状は失効する。

### ○廃止の経緯

中央教育審議会審議まとめ（令和3年11月15日）より

- ・10年に一度、特定の期間に免許状更新講習を受講することも、教師が常に最新の知識技能を学び続けていくという必要性と整合的とはいえない。
- ・多忙化する教員に負担感が生じている上、人材確保に影響を与え、教員不足の要因になっている。



※教育公務員特例法及び教育職員免許法を改正し、教員免許更新制を廃止するとともに、任命権者による研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等に関する規定を整備。

## 2 改正の概要

- (1) 福岡県教育職員免許状関係手数料条例（平成12年福岡県条例第47号）の一部改正

### ○削除する手数料

手数料を納めなければならない者	金額
新免許状所持者（平成21年4月以降に初めて教員免許を取得した者）が更新講習の受講又は受講免除により有効期間を更新する場合	1件につき 3,300円
新免許状所持者が有効期間を延長する場合	1件につき 1,700円
旧免許状所持者（平成21年3月以前に初めて教員免許を取得した者）が更新講習を受講し、修了確認を受ける場合（更新、回復）	1件につき 3,300円
旧免許状所持者が更新講習の修了確認期限を延期する場合	1件につき 1,700円
旧免許状所持者が更新講習の受講免除の認定を受ける場合	1件につき 3,300円

- (2) 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）の一部改正

(1) の改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

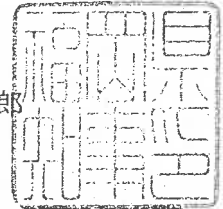
## 3 施行期日

令和4年7月1日

4 教 教 第 8 1 号  
令和 4 年 5 月 1 8 日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



条例の提案に対する意見の聴取について

本年6月に招集予定の福岡県議会定例会に「福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する条例」を別案のとおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

4 教教第 1 7 2 号  
令和4年5月18日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）

（対5月18日4教教第81号）

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。

## 第九号議案

### 福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する 条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和四年六月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 理由

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の制定により、教員免許更新制が廃止されることに伴い、教員免許状の有効期間の更新等に係る手数料の規定を削除するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する  
条例

福岡県教育職員免許状関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中六の項から一〇の項までを削り、一一の項を六の項とし、一二の項を七の項とし、一三の項を八の項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年七月一日から施行する。

（大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部改正）

2 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成二十八年福岡県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十号中「一三の項」を「八の項」に改める。

福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新旧対照表

福岡県教育職員免許状関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十七号）																																									
改正案	現行																																								
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる額の手数料を申請のときに納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を納めなければならない者</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜五（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（削る）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（削る）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（削る）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（削る）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（削る）</td> </tr> <tr> <td>六（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>七（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>八 法第十五条の規定による免許状の再交付を受けようとする者</td> <td>一件につき 一、一〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	金額	一〜五（略）	（略）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	六（略）	（略）	七（略）	（略）	八 法第十五条の規定による免許状の再交付を受けようとする者	一件につき 一、一〇〇円	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる額の手数料を申請のときに納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を納めなければならない者</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜五（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>六 法第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者</td> <td>一件につき 三、三〇〇円</td> </tr> <tr> <td>七 法第九条の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者</td> <td>一件につき 一、七〇〇円</td> </tr> <tr> <td>八 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定による更新講習修了確認又は同条第三項第三号の規定による確認を受けようとする者</td> <td>一件につき 三、三〇〇円</td> </tr> <tr> <td>九 改正法附則第二条第四項の規定による修了確認期限の延期を受けようとする者</td> <td>一件につき 一、七〇〇円</td> </tr> <tr> <td>一〇 改正法附則第二条第五項に規定する認定を受けようとする者</td> <td>一件につき 三、三〇〇円</td> </tr> <tr> <td>一一（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>一二（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>一三 法第十五条の規定による免許状の再交付を受けようとする者</td> <td>一件につき 一、一〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	金額	一〜五（略）	（略）	六 法第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者	一件につき 三、三〇〇円	七 法第九条の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者	一件につき 一、七〇〇円	八 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定による更新講習修了確認又は同条第三項第三号の規定による確認を受けようとする者	一件につき 三、三〇〇円	九 改正法附則第二条第四項の規定による修了確認期限の延期を受けようとする者	一件につき 一、七〇〇円	一〇 改正法附則第二条第五項に規定する認定を受けようとする者	一件につき 三、三〇〇円	一一（略）	（略）	一二（略）	（略）	一三 法第十五条の規定による免許状の再交付を受けようとする者	一件につき 一、一〇〇円
手数料を納めなければならない者	金額																																								
一〜五（略）	（略）																																								
（削る）	（削る）																																								
（削る）	（削る）																																								
（削る）	（削る）																																								
（削る）	（削る）																																								
（削る）	（削る）																																								
六（略）	（略）																																								
七（略）	（略）																																								
八 法第十五条の規定による免許状の再交付を受けようとする者	一件につき 一、一〇〇円																																								
手数料を納めなければならない者	金額																																								
一〜五（略）	（略）																																								
六 法第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者	一件につき 三、三〇〇円																																								
七 法第九条の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者	一件につき 一、七〇〇円																																								
八 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定による更新講習修了確認又は同条第三項第三号の規定による確認を受けようとする者	一件につき 三、三〇〇円																																								
九 改正法附則第二条第四項の規定による修了確認期限の延期を受けようとする者	一件につき 一、七〇〇円																																								
一〇 改正法附則第二条第五項に規定する認定を受けようとする者	一件につき 三、三〇〇円																																								
一一（略）	（略）																																								
一二（略）	（略）																																								
一三 法第十五条の規定による免許状の再交付を受けようとする者	一件につき 一、一〇〇円																																								

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成二十八年福岡県条例第三十三号）	
改正案	現行
<p>別表（第三条、第四条関係）</p> <p>一〜九（略）</p> <p>十 福岡県教育職員免許状関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十七号）第二条の表八の項に掲げる手数料</p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>別表（第三条、第四条関係）</p> <p>一〜九（略）</p> <p>十 福岡県教育職員免許状関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十七号）第二条の表一三の項に掲げる手数料</p> <p>十一・十二（略）</p>